

障がい福祉に係る行政手続の切れ目のない対応を求める意見書について

障がい福祉に係る行政手続の切れ目のない対応を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

笠 井 まなみ

あ べ な お

たけいし よういち

石 川 まさゆき

沼 崎 雅 之

えびな 安 信

高 橋 ひでとし

菅 原 範 明

佐 藤 さだお

松 田 卓 也

杉 山 允 孝

障がい福祉に係る行政手続の切れ目のない対応を求める意見書

障がい福祉に係る各種行政手続の際、当事者や保護者が膨大な書類の作成を行わなければならない実態がある。特に、障がいの程度やライフステージの変化に伴い利用するサービスが変わる際、その所管が市町村から都道府県になり、既に市町村に提出した書類と同内容のものを異なる書式で都道府県に提出しなければならないなど、手続が煩雑で大きな負担となっている。

こども家庭庁においては、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいるところであり、保育や母子保健の分野ではＤＸによる自治体間で情報を連携するシステムの構築が図られている。

よって、国においては、障がい福祉の分野においても行政手続の切れ目のない対応を行うため、自治体間連携の一層の推進を支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会